

第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成17年3月3日(木)

瀬戸内海漁業調整事務所

第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成17年3月3日（木）13時30分

2. 場 所

神戸市中央区中山手通7丁目3-18

ペアーレ神戸3階「ペアーレホール」

3. 出席者氏名

出席委員

小橋 保智 / 川本 信義 / 折見 勝治 / 山根 勝法
岡本 彰 / 高橋 昭 / 前田 健二 / 高野 亘孝
藤本 昭夫 / 坂井 淳 / 三本菅善昭

以上11名

臨席者

水産庁 資源管理部 管 理 課	資源管理推進室長	長谷 成人
	企 画 調 整 係 長	中本 裕之
漁 政 部 水産経営課	課 長 補 佐	廣山 久志
沿岸沖合課	許 可 係 長	永田 祥久
独立行政法人水産総合研究センター		
瀬戸内海区水産研究所	資源生態研究室長	永井 達樹
九州漁業調整事務所	沿 岸 課 長	佐藤 愁一
瀬戸内海漁業調整事務所	所 長	國府 恒郎
	調 整 課 長	大田 浩二
	資 源 課 長	森田 安雄
	指 導 課 長	森 春雄
	資源保護管理指導官	櫻林 正夫
	資源管理計画官	平松 大介
	調 整 係 長	生駒 潔
	資 源 管 理 係 長	今泉 寛典
	漁 場 整 備 係 長	田中 健治
	許 可 係 長	登木 輝幸
	調 整 係	福島 秀悟

和歌山海区漁業調整委員会	事務局 長	中筋 孝
和歌山県農林水産部水産局資源管理課	技 師	御所 豊穂
大阪府環境農林水産部水産課	課 長 補 佐	森 政次
	課 長 補 佐	北出 弘
兵庫県農林水産部農林水産局水産課	課 長 補 佐	岡村 武司
	課 長 補 佐	三木 宗和
	主 査	山下 正晶
	主 査	中西 寛文
岡山海区漁業調整委員会	事務局 次 長	池田 善平
岡山県農林水産部水産課	総 括 副 参 事	田中 丈裕
広島海区漁業調整委員会	事務局 長	平本 義春
	事務局 次 長	米田 秀夫
広島県農林水産部漁業調整室	主 任 技 師	武田 高明
山口県水産部漁政課	主 査	桑原 賢也
徳島海区漁業調整委員会	事務局 長	吉川 真澄
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	技 術 室 長 補 佐	船越 進
徳島県農林水産部水産課	技 師	嶋村 一郎
香川海区漁業調整委員会	事務局 副 主 幹	菊地 博史
香川県農政水産部水産課	課 長 補 佐	大内 清志
	主 査	高砂 敬
香川県水産試験場	主 席 研 究 員	山田 達夫
	主 席 研 究 員	竹森 弘征
愛媛海区漁業調整委員会	事務局 書 記	宇都宮 弘
	裁 培 漁 業 係 長	武智 昭彦
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務局 主 査	宮本 佳明
大分海区漁業調整委員会	事務局 長	小原 俊行
全国漁業協同組合連合会漁政部	部 長 代 理	高浜 彰

4 . 議 題

- 1 . 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（案）について
- 2 . さわら瀬戸内海系群資源回復計画の進行管理について
- 3 . 資源回復計画候補魚種の検討状況について
- 4 . 平成17年度資源管理関係予算概算要求について
- 5 . その他

第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会

(大田調整課長)

定刻になりましたので、ただいまから第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

丸一委員、奥野委員及び荒井委員がやむを得ず欠席されておりますが、定数の過半数を超える委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします101条に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは藤本会長、よろしく願いいたします。

(藤本会長)

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変、委員の皆さんにおかれましては、何かとご多忙の中、第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会にご出席を賜りましてありがとうございます。また、水産庁管理課の長谷資源管理推進室長さんを初め担当の皆様には、お忙しい中をご臨席いただきましてありがとうございます。

昨年は自然災害が相次ぎ、瀬戸内海の漁業にとりましても大変な年でありました。ことしは穏やかで大漁の年になるよう願っております。

さて、本日の議題は、サワラ資源回復計画、及び昨年秋からスタートしました周防灘小底対象種資源回復計画について、進行管理のご報告があります。また、資源回復計画候補魚種でありますカタクチイワシ及びトラフグについて、ご審議をいただくことを予定しております。

サワラにつきましては、本年度末で3年が経過し、計画期間も後半を迎えるわけです。サワラの漁獲量は計画開始以来、順調に増加しておりますが、後に詳しく報告があるように、資源状況は厳しい状況になる模様でございます。資源回復の厳しさを痛感させられるところであります。残る2年間で目標を達成するには何ができるのか、本委員会でも知恵を絞って考えたいと、このように考えております。

カタクチイワシ、トラフグについては、どちらも瀬戸内海の漁業にとりましては重要な魚種であり、真に漁業者のためになる回復計画とするにはどのような取り組みを行えばいいのか、よろしくご審議をお願いいたします。

平成13年10月1日に第1期瀬戸内海広域漁業調整委員会が発足してからことしで4年目を迎えるわけですが、次回の委員会が昨年と同じ時期に開催するのであれば、本日の委員会がこのメンバーで開催する最後の委員会になります。委員の皆様におかれましては、4年間、議事運営にご協力いただきましてありがとうございます。この場をかりまして、厚くお礼を申し上げます。

資源回復計画の取り組みが進むにつれまして、本委員会の議題も大変多くなり、本日は開始時間を前回より30分繰り上げております。議長として要点を絞った

議事進行を心がける所存でございますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日水産庁から長谷室長さんにお越しいただいておりますので、一言ごあいさつをお願いします。

(長谷資源管理推進室長)

ただいまご紹介に預かりました水産庁管理課の長谷でございます。昨年4月から資源管理推進室長をやっております。以前、平成8年、9年ころだったと思っておりますけれども、沿岸沖合課におりました当時、当時の連合海区の方には出席させていただいたことがございまして、当時は藤本会長にはお世話になったということが思い出されます。きょう初めてお目にかかる委員の方々も多数おられますけれども、ぜひこれをご縁に今後ともよろしくおつき合いいただきたいと思っております。

では、改めましてごあいさつを申し上げたいと思っております。

本日、第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、皆さんご承知のとおり、資源回復計画につきましては、平成13年度から推進してきたところでございますけれども、14年の3月に閣議決定された水産基本計画において、水産物の受給率の目標を達成するための中心をなす施策として位置づけられておりまして、その後この4年間で全国第1号のサワラを先頭に、全国にその取り組みが広まってきております。これまでに広域資源に係る資源回復計画につきましては、当委員会に係るサワラ、周防灘小底回復計画を初め、これまでに8計画が、各都道府県のサワラ資源につきましては、大分県豊前海アサリ回復計画を含めまして2計画の合計10計画が作成、実施されてきております。加えまして、資源回復計画に取り組むことが合意され、具体的な取り組みの検討が進んでおります日本海側のベニズワイなどの資源を加えますと、現在までに33魚種が計画の対象魚種となってきております。

本日は新たな計画といたしまして、燧灘のカタクチイワシについての計画案が審議されることとなっております。水産庁といたしましては、これまでも本年度末までを魚種別計画の対象魚種の選定、言いかえますと、計画の作成着手の期限とすることで説明してきておりますけれども、この最後の1カ月間で他の広域委員会や他の回復委員会におきまして、合わせて20種以上の魚種につきまして計画の対象魚種とするかどうかについて、最後の審議がなされたことと承知しております。ここまで推進できましたのも当委員会の委員の皆様を初め関係県、漁連、漁協、関係漁業者の皆様の計画に対するご理解と熱意、意欲があったからこそと感

謝申し上げます。計画作成着手期限は今月で終わりますけれども、計画の取り組みは引き続き継続してまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、これまでの魚種別の計画を推進していく中で、なかなか取り組みにくい状況にありました定置網漁業など、他魚種を同時に包括的に漁獲する形態の漁業につきましても、今後取り組みを広げることを行なうといたしまして、新たに魚種別ではなく漁業種類別に取り組む包括的資源回復計画を、17年度より検討を開始すべく現在、予算案を国会提出中でございます。このことにつきましては、後ほどまた新年度予算説明の際に説明させていただきたいと思っております。

会長のお言葉にもありましたように、平成13年の10月に設立されました本委員会も本年秋には第1期の4年間が終了いたします。今期の委員会も恐らく今回が最後ということだと思ひます。この場をおかりしまして、改めて在任中の委員の皆様のご労苦に対しまして感謝申し上げますとともに、委員としての任期は秋まで続きますことから、地元での関係者への指導等、最後までよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

最後になりましたが、本日お集まりの皆様のご健康と今後のご活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

(藤本会長)

ありがとうございました。

続きまして、本日使用します資料の確認を行いたいと思ひます。

(大田課長)

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第、続きまして出席者名簿、続きまして広域漁業調整委員会委員名簿、それからカタクチイワシ瀬戸内海系群資源回復計画(案)、資料1-1でございます。委員会指示(案)、資料1-2です。それからサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取り組み、資料2-1でございます。それから平成17年度サワラの資源回復計画取り組み(案)、資料2-2でございます。それから周防灘小底資源回復計画実施状況について、資料3でございます。それから資源管理体制・機能強化総合対策(拡充)、資料4でございます。それから播磨灘小底告示改正に係る海域図、資料5-1でございます。現行告示、資料5-2でございます。それから参考資料といたしまして、周防灘小底の資源回復計画、16年11月19日の公表、それからサワラの瀬戸内海系群資源回復計画、それからこの小底の体長制限PRのものでございます。傍聴の方にはカラーコピーがお配りしてあるというふうに思ひます。不足等のあります方は事務局にお申し出いただきたいと思ひます。それではよろしくお願ひいたします。

(藤本会長)

それでは、議事に入らせていただきますが、後ほどまとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。従来からの慣例によりますと、私の方から指名させていただいておりますが、今回もそのように取り計らってよろしいでしょうか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（藤本会長）

ありがとうございます。それでは、僭越でございますが、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。

川本委員さんと高野委員さんのお二方をお願いします。どうかよろしく申し上げます。

それでは、議題1に入る前に確認をしておきますが、これまで検討してきた広域的な魚種別の資源回復計画につきましては、平成17年、本年3月31日が計画着手の締め切りであるため、カタクチイワシ及びトラフグについて、資源回復計画として取り組むためには、本日の委員会において計画または計画着手を承認することが必要となりますので、その辺をご勘案の上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

それでは、議題1、次期資源回復計画の検討状況についてに入ります。

候補魚種としてカタクチイワシ及びトラフグが上がっておりますが、まずカタクチイワシについて審議したいと思います。

カタクチイワシにつきましては、愛媛、香川、広島の3県で検討を進めてまいりましたが、まず事務局から資源回復計画案について説明をお願いします。

（平松資源管理計画官）

瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官をしております平松です。資料1-1と資料1-2を使ってご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

今、会長からお話がありましたように、資源回復計画の候補魚種といたしまして、燧灘のカタクチイワシ、こちらについて検討をこれまで進めてきたところでございます。こちらのカタクチイワシ資源につきましては、昨年12月及び本年の2月におきまして、関係3県、広島県、香川県、愛媛県の3県によりますブロック漁業者協議会等におきまして内容を検討してまいりましたが、本日ご提示しているような内容で合意を得られました。本日は資源回復計画本文、それから管理いたします瀬戸内海広域漁業調整委員会指示につきましては、原案のご説明をいたしまして、協議をいただきたいというふうに思っております。

ではまず、資源回復計画の計画本文の方、資料1-1について、内容を順にご説明させていただきます。まず、1ページ目のところでございますが、カタクチイワシの資源の特性というところを整理してございます。カタクチイワシにつき

ましては、ほとんどの個体が1年で成熟し、ほぼ周年産卵するということが知られておりますが、特に主産卵期につきましては5月から9月でございます。カタクチイワシにつきましては、漁獲対象漁業の対象資源として重要な位置付けもございまして、あわせてサワラ等の魚食性魚類の餌となっております。

それから、瀬戸内海のカタクチイワシにつきましては、太平洋で春に発生するグループとの混合の資源であるというようなことが特徴としてあげられます。瀬戸内海のカタクチイワシの資源の動向ということで、1ページの図1のところにグラフを示しておりますが、黒い丸印の折れ線グラフのところ、こちらが瀬戸内海全体での漁獲量の推移になってございます。こちらにありますように、1985年、約54万トン程度ですが、これがピークの漁獲量ということで、最近では97年の約11万トンにまで減少した後、ここ数年は約30万トン弱程度の漁獲量で推移をしてございます。

資源に対する漁獲割合、こちらが同じグラフの白丸の折れ線グラフでございますが、約20%程度から40%近い間で推移しておりまして、1986年から90年にかけては30%を超える年が続いているというような状況がございまして。

漁獲量の推移につきましては2ページに図2としてグラフを示させていただいております。こちらを見ますと、1985年にカタクチイワシ、小さいサイズのシラスと分けた統計になってございますが、カタクチイワシが10万トン程度、それからシラスが5万トン程度の漁獲量ということで、こちらをピークにその後、減少傾向があるというように読み取れます。90年代以降につきましては、カタクチイワシ、シラスとも2万トン程度で推移しておりまして、トータルの漁獲量につきましては、近年では約7万トン前後で推移してるということとございまして、ピークの漁獲量と比べると半分程度に減少してるといような状況がございまして。

図2の上の地図につきましては、燧灘海域のカタクチイワシ漁場の位置をちょっと影をつけた部分として示してございます。境界線等の規定につきましては、資源回復計画本文の一番最後の11ページにそれぞれ明記してございますが、後ほどご説明させていただきます委員会指示、こちらの方で特定しております海域と同じ海域ということになってございます。

先ほどの図2の方は瀬戸内海全体の漁獲量のグラフを示しておりましたが、今回の対象海域、燧灘での漁獲量ということで、1ページめくっていただきまして3ページの図3に推移をグラフで示してございます。燧灘の漁獲量の推移につきましても、先ほどの瀬戸内海全体とほぼ同様の傾向を示しておりまして、1985年、こちらがピークで約5万トン、近年では2万トンを下回る水準に減ってきているというような状況がございまして。カタクチイワシの資源量につきましては、新規の加入量というものに大きく左右されるという特徴がございまして、安定的

な加入を確保するということが大事になってくるわけですが、3ページの図4にございますように、これが産卵親魚量、親の量が横軸、それから加入量、生まれる子供、生まれて漁業の対象資源として加わってくる量が縦軸に示しておりますが、こちらの関係を見ていくと、親の量と加入量の間の相関関係というものに明瞭な関係が認められないということで、親魚を確保すると、保護するということが、すなわち新規加入量の増加ということに必ずしもそういうところの関係が保証されないというような資源の特性がございます。

しかしながら、瀬戸内海海域におきますカタクチイワシへの漁獲の圧力というものが経年的に高い傾向にあるということが知られておりますので、現在比較的、一時期に比べましたら安定しております加入というものが今後悪化していけば、資源の悪化や漁獲量の減少を招くということが考えられます。

また、既に資源回復計画に取り組んでおりますサワラなどの餌生物として重要なこと、それから先ほど図3で燧灘の漁獲量を示しましたが、瀬戸内海の中でも比較的漁獲量が多い燧灘、こちらの海域におきましては、関係する漁業者により自主的な資源管理の取組が行われてるといふようなところを勘案いたしまして、燧灘のカタクチイワシ資源に係る現在の管理というものを基盤に、今後、瀬戸内海におけるカタクチイワシの資源の維持を図るといふことが適当といふふうに考えているところでございます。

こちらが資源の特性、それから今後、資源回復をしていく必要性というところで述べさせていただいてるところ、それをかいつまんでまとめますと、このような形で考えているところでございます。

続きまして、カタクチイワシ資源の利用とそれから資源管理の現状というところでございますが、資料1-1の3ページから7ページ、8ページにかけて記載をさせていただいております。

資料の4ページのところに、許可漁業の現状というものを記載させていただいておりますが、この海域での対象漁業といたしましては、瀬戸内海機船船びき網漁業、それからいわし機船船びき網漁業がございます。通常、1カ統当たり網船が2隻、それから運搬船一、二隻で操業を行っているというような形態をとっておりますので、こちらの数量等につきましては、許可の統数ということでそれぞれ記載をさせていただいております。また、漁船規模、許可期間等につきましては、4ページの表の記載のとおりでございます。

また、4ページから6ページにかけまして、関係県でございます広島県、香川県、愛媛県の県ごとの漁獲量の推移、それから漁獲金額、こちら共販の金額ベースで整理をさせていただいておりますが、金額の推移を示させていただいております。3県とも量は若干違いますが、同様の推移をしているところでございます。

6ページのところに書いてございますが、漁業の特徴といたしましては、漁獲

とその後の煮干し等加工が一経営体で行われているというような特徴がございます。そういう面で、漁獲、加工両面で地域の就業の場というものを提供しているという機能がございます。

それから次に、6ページから7ページにかけて整理してございますが、現在取り組まれている資源管理というものがどういう形のものかというものを、主なものについてでございますが、県別、漁業種類別に7ページにまとめさせていただいております。こちらにございますように、漁業調整規則等によります法的な規制に加えまして、先ほど申し上げましたように、自主的な資源管理の取組といたしまして、漁期の短縮や定期休漁日の設定等の取組が行われているところでございます。後ほど述べますが、資源回復計画により増す漁獲努力量の削減措置に関する項目といたしましては、瀬戸内海機船底びき網で取り組まれております漁期の繰り延べですとか、またそれぞれ漁業種類、地域ごとに取り組まれております定期休漁日の設定、それから操業の日数削減というような取組がございます。

また、8ページにつきましては、遊漁による採捕、こちらにつきましては資源に与える影響というのは、影響があるというような水準ではないというふうに考えておりますし、またこの魚種につきましては、資源の積極的培養措置等については特に行われていないというところがございます。このような状況の中で今後、回復計画を進める上での目標の考え方、それから具体的な取組をどのように展開していくかということが8ページのところに整理をして記載をさせていただいております。

まず、3番目の資源の回復目標、こちらについてでございますが、こちらに記載してございますとおり、また先ほどの漁獲量の推移でございましたように、漁獲量につきましては1985年の約5万トンがピークであり、近年は2万トンを下回る水準になっているということがございます。今後、カタクチイワシの安定的な漁獲を図るためには、現状の水準を漁獲量でいいましても下回ることがない、またそれを支える資源量を維持するということが不可欠だというふうに考えてございます。このため、現在資源管理が行われております燧灘、この海域におきまして、関係漁業、先ほど言いました瀬戸内海機船船びき網といわし機船船びき網、こちらが一体となって、4番に述べます取組を実施していくということで、資源尾数、資源の量を現状の水準と同程度に維持するということをこの計画の目標として考えております。

ただ、現時点で、先ほど言いましたようにカタクチイワシにつきましては、いわゆる親子関係と言われているものですね、産卵親魚の量と加入量の間関係、こちらが明瞭な相関関係が認められないということで、資源予測につきましては精度が高いと言いがたい状況にございます。その点につきましては、計画を実施しつつ、資源量推定というものも毎年きちっとやって、状況をきちっと把握して

いくということが重要と考えておりました、そのようなことに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。このような目標を達成するために、4番のところで書いてございますような取組を今後5年間実施していくということで進めていきたいというふうに思っております。

4番目の実際の措置でございますが、内容的には漁獲努力量の削減措置といたしまして、休漁期間を設定すること、それから定期休漁日を決めて休日確保するという2点の取組みを進めてまいりたいというふうに思っております。まず最初の休漁期間の設定でございますが、こちら8ページの4の(1)ののところに書いてございます期間、瀬戸内海機船船びき網につきましては、5月15日から6月9日までの漁期始めの間を休漁期間というふうに設定いたします。それに加えまして、新たに12月1日から1月15日、漁期の終わりの時期でございますが、そちらについても休漁するというようにしてございます。また、いわし機船船びき網につきましては、同様に漁期始めの4月1日から5月31日まで、漁期の終わりにつきましては11月22日から3月31日までを休漁期間とするということにしてございます。

その下に括弧書きで操業期間というふうに書いてございますが、漁法ですとか、同じ瀬戸内海機船船びき網につきましても、県によって許可の期間が違いますので、若干休漁期間を上のように書くと、期間がばらつきがあるように見えるんでございますが、実際に操業ができる期間といたしましては、こちらに書いてございますように、瀬戸内海機船船びき網、「ひき」の漢字が間違っております、後ほど訂正いたします。瀬戸内海機船船びき網につきましては、操業期間は6月10日から11月30日まで。また、いわし機船船びき網につきましては、漁場が違うというところで漁期が瀬戸内海機船船びき網よりも早く始まって早く終わるという特徴がございますので、それを考慮した形で6月1日から11月21日の間ということで、それぞれ操業できる日数につきましては同日のものとということで設定をしてございます。

また、定期休漁日の設定につきましては、のところにございますように、現在、平成16年の例でいいますと、瀬戸内海機船船びきが木曜日ないし木曜と日曜、それからいわし機船船びきは土曜日が定期休漁日という取組みで進んでございますが、現行の取組み、休漁日数を確保するというで、それを下回らないようにするというような形で休漁日を設定していくということを考えてございます。

それから、先ほど申しました操業期間の中でも、実際の場合、操業開始日ですとか操業終了日につきましては、資源の状況ですとか、漁獲量の状況、もしくは漁獲物の魚の質、加工魚としての質等を考慮して、操業期間の中でさらに実際の操業開始日、終了日を決めるということができるようにしてございます。以上の

取り組みが資源回復のために講じる措置でございます。

それと資源回復措置につきましては、カタクチイワシにつきましては漁獲努力量削減措置により取り組み、資源の積極的培養措置、それから漁場環境の保全措置等につきましては該当がなしということで考えてございます。

それから、9ページの5番目、漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置でございます。こちらにつきましては、回復計画の中では抽象的な形で書いてございますが、後ほどご説明いたします委員会指示につきましては、先ほどの4の漁獲努力量削減措置の 1の休漁期間の設定、こちらに該当する部分につきまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示を設定したいというふうに考えてございます。

また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく措置といたしましては、18年の漁期からT A E管理、こちらについて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、同じページの6番の資源回復のために講じる措置に対する支援策、こちらにつきましては、平成17年度につきましては、予算等の関係もございまして、実施の予定はございません。18年度以降につきましては、ここの6の(1)の経営安定策につきましては、資源の動向ですとか、財政状況等を踏まえて、関係県等との協議、事業の実施等についての検討ということを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、7番の資源回復措置の実施に伴う進行管理、こちらにつきましては、サワラ等の回復計画と同様、漁業者、行政、研究サイドが一体になって取り組んでいく体制というものを構築して、資源回復計画に基づく取り組みの評価ですとか、回復措置の必要な見直し等について実施するというふうに考えてございます。

体制図につきましては、10ページのところに整理をさせていただいてございます。

それからあと、その他の項目といたしまして上げられる点といたしましては、カタクチイワシ、この対象資源につきましては、瀬戸内海全域、それから太平洋の南部海域まで分布する資源であるということから、本計画では燧灘を対象としておりますが、瀬戸内海系群全体の資源動向というものを注視しつつ計画を進めるということとともに、計画につきましては広く情報提供をしながら進める、また必要な検討を行っていくというふうに考えてございます。

最後のページは、先ほどの海域図の基点を示しております。

以上が資源回復計画本文の内容でございますが、もう一つの資料の1-2の方がこれに関連する瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の案でございます。1ページ、2ページが指示の本文でございまして、3ページ目に参考としまして、対象海域の概念図を添付させていただいております。内容につきましては、2ページ目に

操業の制限というところで、定義、内容を掲載させていただいております。先ほどの回復計画本文の内容にございますように、瀬戸内海機船船びき網漁業、それから愛媛県のいわし機船船びき網漁業でございますが、漁業種類の定義といたしましては、こちらに書いてございますように、機船船びき網漁業のうち、カタクチイワシを採捕目的とするものというような形で定義づけをさせていただいております。それぞれ休漁期間は、先ほどの回復措置に基づいた期間、カタクチイワシを目的とした操業を禁止するという形で、本年4月1日から1年間の指示ということで制定したいというふうに考えてございます。

海域の定義につきましては、ちょっと説明を省略させていただきましたが、3ページ目の参考図のちょうど影をつけた線の範囲内ということで、この3県のいわし機船船びき網、瀬戸内海機船船びき網の操業が行われている海域をすべてカバーするという形で設定をいたしております。カタクチイワシの資源回復計画案、それからそれに関連いたします瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の案の説明につきましては、以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、燧灘のカタクチイワシ漁獲量は、ピーク時の半分弱となっておりますが、燧灘においては既に自主的な資源管理が行われているため、現在の取り組みをベースに取り組みを進め、カタクチイワシに対する漁獲努力量を抑制して比較的安定している現在の加入状況を維持することが、計画の基本的な考え方ということでございます。

また、資源回復の取り組みに対する公的担保措置として、燧灘におけるカタクチイワシを採捕目的とする瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業に対して、操業始期及び終期を委員会指示によって規制することとしております。

なお、本計画におきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づいて、カタクチイワシを政令指定してT A E管理を行うこととしておりますが、水産政策審議会の開催日程の関係上、T A E管理は平成18年の漁期から実施することになります。

それでは、本計画案及び委員会指示案につきまして、委員の皆様のご意見等をお願いしたいと思います。

高橋委員さん。

(高橋委員)

まず初めに、非常に難しい中をここまでまとめ上げていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。そういう意味で賛成でございます。ただ、一、二、これはどうなんかなあという部分がありますので、それを申し上げます。

まず1点は、これは8ページだったですかね、今ご説明いただいたのは8ペー

ジで、いや、違うんか、ごめんなさい、8ページじゃない。休漁を週1日ないし2日休むというあれがありました。ああ、8ページですね。下の方に書いておりますけども、この期間で6月の10日から11月の30日までというのを、日数を見ますと174日ほどあります。これは1週間で見ますと24.8日休漁することになります。したがって、2日休むところはこれは約50日になるわけですね。この海域は、3県が入り合い協定で相互に入り合ってる部分がかかなりございます。これがやはり同じ海域で操業するとすると、条件は同じになるのが一番ベターだと思うんですね。25日休む者と50日休む者っていうのは、将来的にはこれはやはりせっかくの趣旨が壊れるものになりかねない。ここまで来るのは大変ご苦労があったと思いますけれども、将来的にはやはりこれは等しからざるは憂うべきことだと思いますので、そのあたりを同一歩調でいけるようなお取り組みをぜひお願いしたい、これが1点でございます。

それからもう1点は、これはサワラの例でございますけれども、瀬戸内海でサワラの資源管理に取り組むということで、隣接海域も気持ちよくこれに共同歩調をとっていただいた。非常にありがたかったのでございます。そういうことからしまして、このカタクチイワシの資源につきましても、燧灘のみならず、やはりこれを広く共同歩調をとってもらうべく働きかけていくのが必要かと思っております。その前に、一番今ご説明をお聞きしてて、燧灘の西部がこの対象から外れております。この形で隣接海域に協力してくれてというのは非常に通りが悪い話かと思っておりますので、そのあたりもやはりできるだけ同じような形にやっていくべく、最初のスタートの場合にはいろんなことがあって、これはやむを得なかったんだろうと思いますけれども、将来的にはやはりこの辺も同じような形で足並みそろえて取り組んでいくのが一番いいんじゃないかと思っておりますので、以上2点、よろしくお願い申し上げます。

(平松資源管理計画官)

これからの取り組みに対する激励だというふうに理解しておりますが、2点ございましたけども、定期休漁日が合わせることでベターだと、ただ今高橋委員がおっしゃられましたように、いろいろある調整の中で、先ほど言いましたように加工等も含めて同じ経営体で操業をやってきてるところで、一律に合わせるということでは、経営的な部分等の影響が大きいということがあり、現行の体制からスタートさせていくということでご理解をいただいとるところでございます。

また、海域の拡大につきましては、こちらにつきましては燧灘の西部のところイメージ的に抜けておりますが、現在、燧灘海域でカタクチイワシ操業がなされている海域といたしましては東部海域のみということで、今回こちらの取り組

みということで考えさせていただいております。また、瀬戸内海全体への拡大ということでございますが、こちらにつきましては、先ほどの10ページのその他のところで書いてございますように、当然、瀬戸内海全体、もっと広く言えば太平洋南部の資源も含めて、資源動向をよく見ながら、燧灘だけを見るということではなくて、進めていくということが肝要かと思っております。具体的なその検討につきましては、関連海域での話等、現時点でまだ取り組んでおりませんので、このような全体の資源を見ていく中で必要な検討は、今後、十分協議した上でまた考えていくということで取り組んでいきたいと思っております。

(藤本会長)

前田委員さん。

(前田委員)

高橋委員さんと同じようなことになろうかと思えますけれども、今後の問題もいろいろありましたし、これ今まで非常に難しい問題を、水産庁さん初め各県、また漁業者の皆さんのご尽力によりまして、ここまでまとめ上げていただいたことを、……私がこの席でカタクチイワシを取り上げていただきたいと要望した者として、そのご尽力に厚く敬意を表するものでございます。そういう意味で、この原案に賛同をいたします。

(藤本会長)

ほかにご意見はございませんか。

では、意見も出尽くしたようでございますので、委員会指示を含めた燧灘カタクチイワシ資源回復計画を承認いたしたいと考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(藤本会長)

ありがとうございます。本委員会として、燧灘カタクチイワシ資源回復計画を承認いたします。事務局におかれては、本計画を実施するために必要な事務処理を進めるようお願いいたします。

なお、今後、国において本委員会の意見等を踏まえ、正式な計画としてまとめ上げることとなるわけでございますが、これに伴う本計画に係る部分的な修正、文言の訂正等につきましては、事務局に一任ということでご了承を願い、委員及び関係者におかれましては、今後とも適切な審議会措置が図られるようご協力をお願いいたします。

続いて、トラフグの検討に入ります。

トラフグにつきましては、資源回復計画の候補魚種として上げられており、事務局を中心に検討を行ってまいりました。

まず、事務局から検討状況の報告をお願いいたします。

(平松資源管理計画官)

トラフグの取り組みにつきましてご説明をさせていただきます。資料はございません。口頭でご報告をさせていただきます。

トラフグの資源回復計画の検討に当たりましては、水産研究所の資源評価からも、漁獲が好調であった1980年代の後半と比べまして大きく減少しているということが考えられていることから、資源回復計画の作成について検討を進めるということで行ってきたわけでございます。

一方で、瀬戸内海のトラフグにつきましては、この資源回復計画の制度が始まる前に自主的な資源管理で取り組んでまいりましたが、資源の管理を行う者、資源の管理者とそれからそれによる受益を受ける者、受益者が異なるというような実態等がございまして、計画作成に当たりましても幾つかの問題点が想定されるというところもございました。ただ、先ほどの資源動向等を鑑みまして、第5回の本委員会におきまして資源回復計画の候補魚種という形で承認を得たところでございます。

そういう中で、サワラに続く候補魚種ということで、小底対象種ですとか、先ほどのカタクチイワシとともに検討してきたという経緯がございます。小底対象種、カタクチイワシにつきましては、計画の着手、もしくは先ほど承認いただいたような形で資源回復計画という形になってきたわけでございますが、このトラフグにつきましても、これまで取り組んできた魚種と同様に、行政・研究担当者会議等におきまして回復計画の着手についての検討をしてまいりました。こちらの中で、関係県の方から資源状況につきましては、これは我々同様、各県も共通の認識がございますものの、トラフグについては管理措置について、具体的な漁業種類ごとに管理措置等が明確に示されないという中では、漁業経営に与える影響が不明瞭であるということや、現段階ではそういう関係漁業者の反発が強い、あるいは大きな反発が予想されるというようなところがございまして、回復計画に着手するということにつきましては、同意が得られた県は少数だったという状況でございます。

また、回復計画の着手という部分での同意が得られた県におきましても、この取り組みが同意を得た県のみで実施されることを想定すると対象海域が一部に限定されるということで、その資源の回復効果というものに疑問点が生じるということがございまして、一部の県による限定された地域での取り組みということに関しては同意が得られないという状況がございます。

こういうような行政・研究担当者会議での協議の結果等を踏まえますと、我々といたしましては、各県の合意が得られないという状況でございますので、資源回復計画に着手するということはできないというふうに、そういう判断に至ったところでございます。

最初の長谷室長のごあいさつにあったように、今年の3月が計画着手の期限ということをお考えますと、トラフグにつきましては、瀬戸内海の魚種別資源回復計画策定の着手ということは断念せざるを得ないというふうにお考えでございます。ただ、瀬戸内海のトラフグにつきましては、水産総合研究センターの資源評価の対象種ということになってございます。今後も資源状況の把握ですとか、資源評価に関する資源評価会議等によりまして、瀬戸内海関係府県との連携というものを継続していくとともに、広域的な資源管理、こちらにつきましては関係県と協議をし、必要な検討を進めていくということで、そちらの取組みを継続してまいりたいというふうにお考えのところでございます。トラフグの取り扱いにつきましては、以上のような形で考えております。以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。ございませんか。

それでは、ただいまの報告にあったとおり、トラフグについては、資源回復の必要性は認識されているものの、瀬戸内海でトラフグはさまざまな漁業で少しずつ漁獲されているため、関係漁業が多岐にわたるという実態でございまして、トラフグについては第5回の本委員会で資源回復計画候補魚種として承認をいただいておりますが、トラフグを採捕している多数の関係漁業者の合意を得ることは困難であること、本年度末が計画着手のタイムリミットであることを考えると、瀬戸内海の魚種別資源回復計画として取り組むことは断念せざるを得ないと思っております。

しかし、トラフグは資源評価の対象種となっているため、今後、調査が進んで量的資源評価が行われるようになれば、適切な資源管理の手法について具体的な検討が可能になると考えられます。このため、本委員会としましては、トラフグについては魚種別資源回復計画として取り組むことは断念するものの、これまで関係県によって種苗放流を積極的に行ってきたこともございますので、今後も資源評価の進捗を注視し、必要があればトラフグの資源管理について検討することといたしたいと考えますが、委員の皆様のご意見はいかがでございでしょうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。それでは、トラフグについては今後も資源評価の進捗を注視していくことといたします。

続きまして、議題2のサワラ瀬戸内海系群資源回復計画についてに入ります。

まず、平成16年度の実施状況について、事務局から報告をお願いします。

(平松資源管理計画官)

では、資料番号2 - 1、平成16年度サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取り組み、こちらの資料に基づきまして、16年度の実施状況についてご報告をいたします。

1枚めくっていただいて、資料のページ番号が1ページから4ページまで、こちらにつきましては前回の委員会に提出させていただいた資料と同じものとなっております。それぞれ本年度の漁獲努力量削減措置の内容、それから種苗放流等の実施状況、漁場整備、漁場環境保全の取り組み状況をまとめたものでございます。個別の説明は前回と重複するので、割愛させていただきます。

資料の5ページ、こちらに今年度のT A E（漁獲努力可能量管理）の実施状況を県別、漁業種類別に示してございます。各県ごとに名称がございまして、それから漁業種類、それからT A E管理を実施する期間がその次の行に書いてございます。それぞれその管理期間に相当する漁獲努力可能量について、数字が3段並んでるうちの上の段に、その次の段が実際に何隻日操業したかという実績の数字になっております。一番下のところが当初設定した数字に対する実際の消化量の割合ということでパーセントでそれぞれ示しております。全体でいいますと約13万8,000の設定数字に対して2万4,000程度ということで、約18%の消化率ということになってございます。平成15年の実績値が17.2%ということで、ほぼ15年と同様の数値ということになっております。この制度は2年目ということでございましたが、ことしも特にトラブル等なく実施できたということを感謝いたしております。

それから、1ページめくっていただきまして、6ページの方に漁獲量について整理をさせていただいております。瀬戸内海全体の漁獲量といたしましては、毎年5月に概数値の統計が公表されております。その関係上、表の中の16年の数字はまだ出ておりませんが、表の右側に括弧書きで速報値ということで、平成16年について、878トンという数字で記載させていただいております。こちらにつきましては、統計部の方で3カ月ごとに速報という形で公表している数値の平成16年の10月から12月の数字をまとめたもの、そのときにそれまでの3四半期分の数字を加えた形で導き出された数字が878トンということでございます。同様の統計で過去の数字を見ますと、15年が971トン、14年は669トンという数字になってございます。16年の数字が15年の数字よりも漁獲量的には減っておりますが、我々が各県から聞き取りでいただいている数字では、4月から12月の数字で比べてみると、15年よりも16年はふえており、正式な数字が5月に公表されますので、漁獲量についてはその数字の公表を待ちたいというふうに思っております。

それから、6ページの2の方には、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で定められております播磨灘のはなつぎ網漁業、サワラ船びき網漁業、燧灘のサゴシ巾着

網漁業の漁獲量報告の数字を記載しております。それぞれ制限値以下の漁獲量ということで、おおむね15年と同様の漁獲量となっております。

それから、16年の取り組みといたしまして、10月に岡山県と香川県がそれぞれ実施いたしました調査結果を7ページから9ページに、7ページが岡山県の結果、8ページから9ページが香川県の結果ということでございます。岡山県につきましては、平成16年度からの調査ということで、初年度ですので過去との比較はできませんが、98年以降、継続しております香川県について、8ページの数字も掲載させていただいておりますが、こちらの2004年、平成16年の試験操業での漁獲量、それから1隻当たり、1反当たりのCPU E等を見ても、この数字のとおり非常に採捕尾数が少なかったということで、CPU E等も減少しているということがございます。2004年の加入量の調査ということで、2004年生まれの新規加入量の減少というのが懸念される結果となっております。こちらの2004年の加入状況等につきましては、これらを含めまして総合的な評価を後ほど水産研究所の方から説明をいただくということにさせていただきます。調査結果の概要については以上でございます。

それから、10ページ以降につきましては、前回の委員会で報告いたしました平成17年のT A E管理、これに関する海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画というもの、これが11月25日に制定されましたので、こちらのT A E及びサワラに関連する部分の抜粋を添付させていただいております。具体的な数値等につきましては、14ページに平成17年のサワラに関しますT A E漁獲努力量の数値が県別、漁業種類別に記載されております。前回ご報告した内容で制定をされております。16年の取り組みに関しましては以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。ございませんか。

それでは次に、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所より、サワラの資源状況について報告をしていただきます。

それでは、お願いします。

(永井資源生態研究室長)

それでは説明をします。きょうは議事内容がいろいろと多いそうで、割と簡単に説明させていただきます。説明の内容は、2003年までの状況以下、2004年に行った提言の内容、それから先ほど紹介された2004年生まれ、新しく入ってきたサワラが多いか少ないか、それから今後の対応をどうすればいいかということで説明します。

漁獲量ですけど、いつもお見せする図ですが、1998年のヨに回復してきた

と。一番多いときは6,000トンぐらいあったものが、一番低い98年には200トンを切って、2003年の統計では1,247トンぐらいまで回復してきたということで、1998年から香川県を中心に自主的な規制をやっておりまして、年々漁獲量がふえてきたという状況です。

これは左側が資源量なんですけど、最初多かったのが減って、最近少しふえてきたというだけの図です。

それから、これがX軸、横軸が親の量、1,000トン単位、縦軸がその年に生まれたサゴシの尾数なんですけど、98年、99年、2000年、2001年、2003年とこの青書かれてるこのあたりに、だんだん最近親がふえて子供も多くなって、この右肩上がりの直線のような関係が出てきてると。2002年は親がそう多くない割りには子供がどおんと入ってきて、瀬戸内海東部ですけれど、例えば100万尾ぐらいの子供が入ってきたということです。2004年は、親が2002年生まれが2歳魚になって親として機能してきましたんで、親がどおんとふえまして、本来ならこの点が2004年の期待されるポイントになるんですけど、やっぱり100万尾ぐらいの加入があっただけだとしても、昨年いろいろ夏場水温が高かったとか、台風が次から次に来たりして、シラスも余りとれずに、いなかったということかもしれませんが、なかなか期待どおりにはなっていないんですね。親がふえて子供がふえてといういい状況にあったんですが、そういった環境を想定してますので、今まで行った資源の予測では、2003年までのデータを使って2004年以降を予測したんですけど、縦軸が資源量なんですけど、青が東部、赤が西部なんですけど、西でも東でもサワラの資源はだんだん少しずつふえていくというふうに予測してますけど、先ほどお見せした2004年の平均的ないい加入、ほぼ直線の上に乗ったいい加入というのを前提にしていますので、そういう予測になってるわけです。ところが、実際どうもそうでないような状況があります。

それで、2005年のABCというのは水産庁の予測では計算してるんですけど、これは特に数字はありませんが、割と高い数字が出ています。先ほどもいい、2004年に数が多い加入というのを期待していたために数字が高くなってます。ところが、肝心なこととしては、2003年の水準で、現在の漁獲の水準で漁業を続けた場合、一応資源量は増大すると予測してるわけですが、東西それぞれ最低40万から50万尾の加入がないと、それだけの子供が毎年入ってこないと資源は持続しない。その図をお見せしますけど、これ瀬戸内海東部ですが、2004年、2003年スタート年で4年以降にその親子関係から加入を求めて将来予測するんですけど、加入が毎年20万尾から50万尾まで、いろいろ変えてやった場合、2004年というのは実質終了してますので、2005年になるわけなんですけど、資源が持続するというのはやはり最低40万から50万尾ぐらい

ないと、この折れ線が横を向いていかないということになります。これは東部の場合。西部についても同じでして、やはり40万から50万尾、毎年入ってこない、子供が入ってこないと資源は持続していかないと。ただ、資源量が減って、操業隻数とか日数減れば、また少し状態が違って来るわけです。

それで、一応、今までは現在の管理方策を継続することが望ましいというふうにお話ししておりました。それで、昨年2004年の状況ですが、左側が、ここが境界線として、瀬戸内海、紀伊水道から大阪湾、播磨灘、備讃瀬戸までの東部、それから燧灘より西を西部として、一応ここの統計では豊後水道は入っておりませんが、西と東に分けて、棒グラフが2つあります。左側が春ですね、4月から7月までの春の漁期、右側が8月から、済みません、これ11月になってますが、12月までの秋の漁期です。縦軸、つまり東部では428トン漁獲があったと。前年比2.6倍だった。秋は67トンで前年比0.4倍でしたと。前年を下回ってるので一応赤で書いております。西部の場合は、春に345トン、前年の1.7倍、秋は155トンで前年の0.5倍というふうになっております。共通してるのは、とにかく春が前年を上回ったと。秋が前年の半分あるいはそれ以下だったということですね。春は2歳魚を中心の親をとりますので、2002年生まれが2歳魚として戻ってきて非常によかったと。ただ、秋は2003年生まれあるいは2004年生まれのサゴシが漁獲の中心になるので、そういうところの数が少ないために非常に悪かったということです。

それから、県別に見ますと、同じように左側が春、右側の棒グラフが秋ですが、香川県さんで春は4.4倍、前年比ということで、それから愛媛県さんは1.7倍ということで、あるいは広島県の場合、岡山県さん3.5倍ということで、前年比は高いところはそういったところですね。ただ、漁獲量はこの縦軸が100トンで示してますので、漁が量的に多いのは愛媛県さんとか香川県さん、あるいは兵庫県さんあたりですね。だから、水道域、あるいはその外側に近いところは漁獲がよくないという状況になっております。ある程度あっても、前年を下回ると。秋から冬にかけてやはり2003年生まれ、2004年が少ないがために、外側の方では下回っていると、前年を。そういう状況になっております。

それで、さらにそれを詳しく見ると、2004年生まれがどのくらいいたかの指標として、香川県さんの引田の大型定置ですけど、横軸、年をとって、サゴシの薄い青に注目していただくと、2002年生まれはサゴシがたくさんとれて多かった。それから2004年はだからこんなに少ないんですね、非常にとれてないということで。2004年生まれはどうも少なそうだという例、これは瀬戸内海の東部の例です。西についても、これ愛媛県さんの川之江とか3カ所の漁獲を集計したもんですけど、横軸が年で、これはちょっと元号になってますが、16年秋、10月から12月、一番上のところがサゴシですね、非常に少ないと。1

4年が2002年でしょうか、だからやっぱり2004年の秋、10月から12月のサゴシ、ゼロ歳魚がふえてない、非常に少ないということで、2004年生まれは少ないと思われるということで、結局、東部では引田の大型定置、西部では愛媛の燧灘で秋サゴシの漁獲が少なかったと。ということは今お話ししました。

それ以外には、標識放流をしてる。東部の3万6,000尾の種苗を放したんですが、9月以降の標本、68尾のうち、標識放したものは6尾でして、8.8%、これでいうと大体東部で40万尾ぐらいの加入があるのかなというふうにも計算できるんですが、この場合。ただ、これ1回しかやってない。68尾という小さい標本なもので、ちょっと安定性が悪いと。実際には不可能なんだけど、もう一回68尾とれたら、これは採捕されるのは4尾かもしれないんで、そういうのサンプリングエラーといいますけど、ちょっと安定性というか信頼性は余り高くない。でもこれによると、2003年並みの数字にはなっているわけですが、2003年はちなみに東部で35万尾ですけど、そういう情報もあります。しかし、別の情報としては、秋にとれたサゴシの平均の尾叉長が55センチになっております、2004年の場合。その大きさというのは、2003年生まれが48センチですから、それよりかなり7センチぐらい大きいんですね。尾数が少ないときは1匹1匹はえさの当たりがいいもので、個体は大きくなる傾向が過去にありますので、それでいくと、東部でとても40万尾はいない、10万尾ちょっとかなという感触を持っております。ということで、総合的にいうとやっぱり種苗放流のところで、最後でちょっと多い数字も出ましたけども、総合的には2004年生まれは30万尾を明らかに下回っているというふうに考えております。

今後の対応としては、やはり繰り返しになりますが、40から50万尾の加入がないと資源は持続しないんで、2003年と2004年と2年、割と低い数字が続いておりますから、今後、加入の動向が非常に大事で、それによって資源回復計画の目標が達成できるかどうか決まってくるというふうに考えております。つまり、2006年の資源量を2000年に比べて20%程度増加させるという、これが目標であるわけですが、それが今後の動向いかんによるということで、少なくとも現在の管理方策を継続してみるのがいいのではないかとこのように考えております。以上です。説明はちょっと簡単でしたけれども、もし質問がありましたらお受けします。

(藤本会長)

ありがとうございました。

これまでサワラの漁獲量は順調に増加してまいりましたが、平成15年、16年、特に16年の加入量は少なく、17年度についても少なくともこれまでの資源回復措置を継続することが必要とのことでございます。

ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。ございませんか。

それでは、特にご意見もないようでございますので、次に、平成17年度資源回復措置及び広域漁業調整委員会指示について、事務局から説明をお願いします。

(平松資源管理計画官)

では、資料2-2、平成17年度サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取り組み(案)こちらに基づきましてご説明をさせていただきます。

先ほどの永井室長のご報告にもありましたように、サワラ資源につきましては、平成16年度の資源評価では2003年の水準で漁獲を続けても資源量は増大するけども、瀬戸内海の東部、西部それぞれ50万尾程度の加入がないと資源量は安定しないという予測であったという報告がございました。それで、これまでの漁獲状況から見て、2004年、昨年の加入量というものは40万尾から50万尾という、安定するために必要な水準を下回るのではないかというような推測がされておりまして、今後の資源量の動向が憂慮されるというようなご説明でございました。

このような中で、来年度、平成17年度、どのような取り組みを行っていくかということですが、資料2-2の1ページ目に漁獲努力量削減措置、それから2ページ目に種苗生産、中間育成、受精卵放流の取り組み、3ページが広域漁場整備と漁場環境保全取り組み状況ということでそれぞれまとめてございますが、種苗放流等につきましては、この2ページのところにございますように、種苗生産実施機関といたしまして、屋島栽培センター、伯方島栽培センター、それから県の機関の岡山の栽培センター、大阪府の試験場という4機関で種苗生産を実施し、中間育成につきましては、6府県での実施を今年度、16年度に引き続き予定してございます。また、受精卵放流につきましても、今年度と同じ府県での取り組みを予定しているところでございます。

このような積極的培養措置とあわせて、1ページ戻りますが、1ページの地図にございますように、漁獲努力量の削減措置、休漁等の措置を実施していくということで、休漁日、それから網目規制の措置等の漁獲努力量の削減措置につきましては、平成16年度と同様の取り組みで継続していきたいというふうに考えてございます。

先ほどの種苗生産のところの説明をちょっと漏らしましたが、種苗生産量、それから中間育成の尾数等につきましては、毎年4月に栽培関係の連絡会議を開催しておりますので、そちらの方で協議の上、決定したいというふうに考えてございます。これら休漁等の漁獲努力量の削減措置、それから種苗の積極的培養措置、それと3ページにございます広域漁場整備と漁場環境保全の事業、これらにつきまして、平成16年度と同様の取り組みを実施してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、4ページ目のところに、漁獲努力量削減措置の担保措置といたしま

す瀬戸内海広域漁業調整委員会指示案を載せてございます。内容につきましては、16年度と同じ措置内容としてございます。各海域、紀伊水道、大阪湾等の灘の定義につきましては、市町村合併の関係で地域名、市町村名等の呼称が変わっておりますので、そちらにつきましてはそれぞれ呼称の地名の変更をいたしております。それ以外の点につきましては、平成16年度の委員会指示の内容と同じものといたしております。これら委員会指示、それから漁獲努力量の削減措置等の取り組みを昨年どおりで実施したいということで考えてございます。

それから、隣接水域に関連いたしましては、2月25日に和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会において、16年度と同様の指示の決議がなされ、また宇和海につきましても、3月25日に開催予定の愛媛海区漁業調整委員会で本年度同様の委員会指示の決議をする予定であるというふうに伺ってございます。

それから、17度の取り組みといたしまして、資料の9ページ以降に岡山県と香川県で実施いたします資源評価のための調査計画書を添付いたしております。こちらにつきましては、両県から平成17年度の計画について事務局の方に提出がございました。この調査につきましては16年度の結果でご報告申し上げましたように、16年度の調査に引き続き実施されるものであるということ。内容につきましても同様の内容だというふうに確認してございますことから、本委員会へのこちらの計画書の提出という手続で支障はないというふうに考えてございません。

なお、調査月日、日時、それから使用船舶等の詳細につきましては、調査が10月に予定ということでございますので、その内容が決定した段階で両県から関係県等に報告を行うということで取り扱いをさせていただきたいと思っております。

以上が17年度の取り組み案でございますが、休漁等の漁獲努力量等の削減措置内容、それからそれに関する委員会指示につきましては、16年度と同様の取り組みで実施をしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。

サワラについては平成17年度も引き続き同様の取り組みを行い、広調委の指示も同一内容で行う予定とのことであります。

なお、2月25日に開催された和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会において、本年度同様の委員会指示を行うことが決議されております。また、宇和海についても3月25日に開催予定の愛媛海区漁業調整委員会において、本年度同様の委員会指示を決議する予定と聞いております。

それでは、ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。ございませんか。

それでは、意見もないようでございますので、平成17年度資源回復措置案及

び広域漁業調整委員会指示案について、承認したいと考えますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（藤本会長）

ありがとうございました。委員会として、平成17年度資源回復措置案及び広域漁業調整委員会指示案について、承認をいたします。

先ほどの報告があったとおり、ことしの加入状況が本計画の成否を分ける重要なポイントとなります。今後とも委員会指示の遵守、種苗放流の実施等、関係の皆様の一一致協力した取り組みを期待いたします。

それでは、ここで10分ほど休憩をとることいたします。再開は3時5分といたしたいと思いますので、よろしく願います。

休憩午後2時55分

再開午後3時05分

（藤本会長）

それでは、委員会を再開いたします。

次に、議題3に入ります。

周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について。前回の委員会での承認後の実施状況について報告をお願いします。

（平松資源管理計画官）

では、周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の実施状況について、資料の3により説明いたします。この計画につきましては、前回の本委員会でご承認をいただきまして、平成16年11月19日付で作成、公表に至っております。計画本文につきましては、参考資料といたしまして配付をさせていただいております。こちらにつきましては、11月に公表した以降、

（1）にございますように、各県の漁連等で作成し、全漁連の方で取りまとめをいただいた漁獲努力量削減実施計画につきまして、本年2月9日に国の認定が行われ、それ以降、実施計画に基づき取り組みを進めているというところでございますが、主な取り組みといたしまして、2番の（2）の休漁期間の設定のところを書いてございますように、16年度は、本年の2月10日から2月23日の間の2週間、福岡県海域におきまして、漁場環境保全創造事業、これは公共事業でございます水産基盤整備事業の一メニューでございますが、こちらによりまして漁場環境改善、海底の耕うん、清掃の事業を実施するとともに、その期間中、小底漁業者の方におきましては、こちらの事業の方に従事していただくということで、休漁措置を実施してまいったわけでございます。この期間につきましては、福岡県と山口県の入り合いの協定に基づきまして、福岡県海域に入漁できる山口県の漁業者の方々にも、この休漁措置も協力をいただきまして、この間は福岡県

の海域では操業自粛をしていただいております。また、休漁が実施されました。また、ちょうど終わったばかりでございますが、県の方からはこれらの事業について、トラブルなく順調に実施ができたということをご報告を受けてございます。

主な取り組みといたしましては、この取り組みが上げられますが、来年度の4月以降の取り組みについて申し上げますと、3番のところに書いてございます支援策の実施の見込みについて、17年度予算に関連するものでございますので、まだ予算成立前ということで現在の見込みということでございますが、山口県と大分県の両県につきましてシャワー設備の導入のための事業、推進支援事業というメニューでございますが、こちらの取り組みを予定をしているというところでございます。福岡県につきましては、このシャワー設備関係はもう既に実施済みということで、こちらの17年度の支援事業の方が山口県、大分県で予定どおり実施できますと、シャワー設備の取り組みというのは拡大していくということでございます。ただ、予算の関係、漁船数量との関係で一部、年次ごとに計画を立てて実施するというところで伺ってございます。

来年度の取り組みはそのような形でございますが、この周防灘の計画作成の段階でご説明申し上げましたように、T A E 管理につきましては、18年の漁期から設定するという念頭に詳細について検討を進めていくという報告をさせていただきましたが、関係漁業者等との協議におきまして、このT A E の管理期間につきましては、1月1日から2月10日の間を3県でのT A E 管理期間とするということで合意いたしております。T A E につきましては、T A E の対象魚種としてマコガレイをあげまして、小底底びき網の出漁隻日数の管理をするということで考えてございます。この1月1日から2月10日を設定した理由といたしましては、マコガレイの産卵期が12月から2月ぐらいであり、小底におけるマコガレイの盛漁期も同様の期間であるということ、それからT A E の管理期間に許可等の制限状況の関係での休漁期間が含まれないというようなことを勘案いたしまして、こちらに書いてあります期間が適当という判断に至っております。この期間につきまして、実際のT A E の隻日数の数量というものを今後、検討、協議して、10月をめどに決めていきたいというふうにご検討いただいております。次回の委員会で報告ができるように検討を進めたいというふうにご検討いただいております。

それから、配布資料の中に各委員の方々のところにはこのステッカーの実物をお配りさせていただいておりますが、こちらにつきましては回復計画に関するP R 資材ということで、全漁連の方で、今回の周防灘のこの計画でやっております体長制限ついて、こちらの絵にありますようヒラメ、クルマエビ等の絵を入れた形のものをつくっていただきました。こちらはステッカーになっておりまして、漁船の適当なところに張っていただいて、底びきの漁業者さんたちの取り組みの

PR、また実際にこのサイズ以下のものは放流するという物差しとしてご活用いただきたいということで作ってございます。関係の県の漁連等には、もう既に県漁連の方からお配りしてるといふふうに伺っております。周防灘の底びき関係の回復計画の実施状況につきましては、簡単でございますが以上でございます。

（藤本会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。ございませんか。

それでは、周防灘の計画は、平成17年から本格的な取り組みが始まります。所期の目的が達成できるよう、事務局においては適切な指導、監督をお願いします。

次に、議題4に入ります。

平成17年度の資源回復計画関係予算について、水産庁管理課から報告をお願いします。

（中本企画調整係長）

水産庁管理課資源管理推進室の中本でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料の4をごらんください。これは資源管理関係全般の予算を説明するものでございますので、ここでは資源回復計画の予算についてのみ説明させていただきます。

この中の2の事業内容のうち、(2)の資源回復計画等の作成及び普及の推進をごらんください。資源回復計画関係の予算は、従来の魚種別資源回復計画に関するものとして、継続して要求しております分と、新たに予算要求しております包括的資源回復計画に関する新規の分、それから従来の事業を統合した分がござい

ます。まず、継続事業分の魚種別資源回復計画に関する予算ですが、計画着手期限以降である平成17年度以降にも引き続き必要となります計画策定経費、策定済みの計画の進行管理、見直し等の経費につきまして、継続して要求しているところでございます。

次に、新規分ですが、これは平成17年度から作成を予定しております包括的資源回復計画に関するものでございます。包括的資源回復計画は、従来の魚種別資源回復計画では対応が困難でありました、漁獲が多く魚種にわたります漁業種類につきまして対応するものでございます。具体的な漁業種類といたしましては、定置網漁業などを想定しております、網目の拡大等により資源の回復を実施するものでございます。この予算の内容でございますけれども、事業の内容は従来の魚種別の資源回復計画予算と同じ内容となっております。

最後に、統合される部分がござい

る施策がある程度定着してきたこと、また今後は資源管理対策の中でも資源回復計画を重視していくという観点から、従来実施してまいりました多角的な資源管理型漁業の推進事業は終了することになりますけれども、漁業経営の安定や資源管理対策の推進に重要と考えられます質、コストの改善に資するような調査、実証試験、また従来の営業指針の策定については、漁協等が地域の実情に応じて質、コストの取り組みを行うための方針、高度資源管理指針についてモデル的に実施するという形で、魚種別包括的資源回復計画に関する事業の中で引き続き支援してまいりたいと考えております。

これら資源回復計画関係の予算は、平成17年度からは強い水産業づくり交付金の中に含まれることとなります。この強い水産業づくり交付金といいますのは、従来の補助金に比へまして事業の実施に際し、どの分野に重点を置くか、県の事業選択の自由度を高めたり、事業のメニューにはないものも地域提案型事業として認めることによりまして、水産業に関する施策の効果的な実施を目指すものでございます。以上が資源回復計画関係の平成17年度予算に関する説明でございます。以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。ございませんか。

それでは、その他の議題といたしまして。

どうぞ。

(廣山課長補佐)

今、中本係長がご説明したのは、計画の作成と進行管理に関する費用の内容だと思います。実は、いつも私、ここに来ているのは、支援事業の担当は私のところでございます。支援事業ということだと、例えば網目を変えたときの網目の買いかえるのにかかった経費の支援とか、そういうのを県と協力しながらやっていたら、今の中本君の説明の中にはなかったんですけども、ご参考までにお知らせしておきますと、その予算につきましても17年度も継続して実行できるような予算案に政府案になっておりまして、一昨日、国会の衆議院通りましたので、年度内成立ということで、来年度も17年度も同様に実行できる基礎ができていますので、ご参考までにお知らせしておきます。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、意見がないようでございますので、その他に入ります。

その他の議題といたしまして、事務局から播磨灘における小型機船底びき網漁業に係る告示の改正要望について、報告がございました。

(大田調整課長)

それでは、播磨灘におけます小型機船底びき網漁業に係る告示改正要望について、報告を申し上げます。

小型機船底びき網漁業における滑走装置を備えた桁、通称マンガ、それから網口開口板、通称板びきの使用につきましては、省令である小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項によって使用禁止とされております。しかし、同項のただし書きによりまして、農林水産大臣が告示によって使用可能な海域及び期間を指定して、随時その改正を行っているところでございます。

今般、徳島県及び兵庫県知事から、資料5-1の図で示しております赤い斜線を引いた部分、播磨灘の南部海域の東側、東南部海域というふうに称しますが、この海域において現在マンガの使用禁止の解除期間というのは、10月の20日から3月の31日まででございますが、この期間を拡大いたしまして、10月の20日から5月の31日までとする改正の要望が提出されております。国としましては、この告示改正に向けて検討を行っているところでございますので、その概要をお知らせいたします。

ただいま前段にお話ししましたように、この改正要望の内容といたしましては、播磨灘全域においてマンガの使用が告示によって10月20日から3月31日まで解除されているところでございますが、この赤い線で囲まれた部分について、5月31日まで延長するという要望でございます。それから、この要望の背景といたしましては、播磨灘に隣接する4県(兵庫、岡山、徳島、香川)において漁業調整担当者協議会が設けら、昭和43年以来、小型機船底びき網漁業の経営合理化について検討が行われ、漁業調整及び資源保護上、問題のない海域、期間について、順次マンガ、それから板びきの使用の禁止を解除しているという状況がございます。

直近におきましては、昭和48年、49年に告示が改正されまして、播磨灘北部海域におきましては、マンガ、板びきとも周年の使用が可能ですけれども、南部の海域においては4月、5月の2カ月間において、マンガ、板びきとも使用が禁止になっている状況でございます。

近年、播磨灘海域の小底につきましては、漁業者の高齢化それから漁場環境の悪化等の影響により漁業経営が非常に厳しい状況にあり、関係漁業者からは操業を周年化するとともに、市場ニーズに対応できるよう操業形態の自由度を高めることによって、漁業経営の改善を図りたいとして、南部海域においてもマンガ、板びきを使用した操業期間延長を求める強い要望がございます。

こうした強い要望を背景にしまして、平成6年以来関係4県が資源の状況、それから漁業経営状況等々について検討を重ね、今般、徳島県及び兵庫県から、播磨灘東南部におけるマンガの使用禁止解除の期間を拡大する告示改正要望が提出さ

れたものでございます。

国としましては、提出された検討書から当該海域の資源状況、漁業経営状況及び関係者による資源管理に係る取り組み等を客観的に判断いたしまして、告示改正を行うこととなります。このため、現在、農林水産省のホームページにおいてパブリックコメントを実施して、多くの方から意見それから情報等を求めているところでございます。3月18日までパブリックコメントを実施いたしまして、特段の問題がなければ年度内に告示をする運びとなります。播磨灘小型機船底びき網漁業に係る告示改正の要望については、以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について、質問等がありましたらお願いします。

前田委員さん。

(前田委員)

特にこの案件について異議があるという話ではございません。ただ、私の方にも滑走装置を備えた桁を使用している海域の区域がございますけれども、今のお話を聞いておきますと、資源管理をしている段階で、それを広げるというような感じを、ちょっと逆行しとんじやないかというような感じもいたしますけれども、それはそれといたしまして、こういうことがほかの海域にも広がらないような形で今後、水産庁のご指導をお願いしたいと、意見といいますか要望いたしたいと思います。

(國府所長)

今回の管理についてでございますけれども、資源管理に逆行しているのではないかというようなご趣旨でございますけれども、もちろん資源管理、非常に重要でございますけれども、一方で、漁業経営というものを十分勘案しないといけないと考えています。それで、資源管理の状況ですけれども、資源状況につきまして、ある程度検討いたしまして、ここはカレイ類を除いて、大体資源状況は横ばいです。カレイ類については、放流サイズを上げる等の資源管理を行います。また、漁獲努力量はこれまでの減船事業等により増大しないというような前提で、パブリックコメントをしてるということでございます。

それから、他の海域にも広がらないようにということですが、我々いたしましては、資源上、あるいは漁業調整上、大きな問題にならないというような話ならば、やはり漁業経営というところも見なければいけないので、そういったところを十分検討した上でどうするのかというのを、もう一律に絶対だめだというような話ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

(藤本会長)

どうぞ、高橋委員さん。

（高橋委員）

この問題、非常に難しい問題でございまして、先ほどのご説明にもありましたように、この話が出てから10年くらい経過してるわけでございます。当初、我が方は、第16期の海区委員会でこのことについて意見を求めて、そのときは私は委員になってなかったんですけども、それはよろしくないというような結論が出てしまったわけでございます。それから担当者はいろいろ苦労しましたし、それから4県会議等々何回か回を重ねるごとに、だんだんムードが変わってきて、最後は、この18県がありまして、若干、反対してた部分が変わってきたような背景もあるんですけども、少し変わってきたなあというときに、国におかれては、香川の操業区域、関係ないところでやるよという話になったわけです。問題は、その線引きをする隣のところ、一番苦しいわけですよ。片やできる、片やできないというところがね。それで、我が方も非常に苦慮して、いずれにしても国の権限で解除をなさるのであれば、これはもう香川が反対してもしゃあないと、そうですかと。積極的にそれを賛成するということじゃないけども、おやりになるんだったらしゃあないですなというような、我が方のスタンスだったわけでございますが、だんだんに、やられるんだたらおれたちもやらせてくれという話がわんさわんさ出まして、非常に苦慮したわけでございます。そういうことで国にお願いしていったところ、もう既に先ほどのご説明にもあったように、パブリックコメントの間に合わない、だから見切り発車をやめますというようなお答えであったわけです。現在もそういう形でできております。さすれば我が方としては、これとことん反対しても仕方ないかなと。しかし、賛成するスタンスではない。そういうことになった場合に、区域違反は絶対にならないように、操業できないところというのはたまったもんじゃないわけですから、これはもう万難を排してもこれやってもらわないかん。区域違反を絶対防止してもらわなきゃならん。

それからその次に、今度、香川が解除をするときには、全く同じように解除をしてもらわないと、これはたまったもんじゃないというような、それが2点目ですね。

それから、これは全く調整上の話とは別の話でございまして、我が方、この播磨灘で魚類養殖やっております。これは何回か赤潮問題で報道されたようなことがありますから、皆さんもいろいろご存じだと思うんですけども、赤潮でハマチが随分死んだ苦い経験も過去にございます。4月、5月の解除ということになりますと、我が方で赤潮が一番早く出たのを調べてみますと、6月の末に赤潮が出ておるところがございまして。海底をひっかき回すことについての心配もあるわけですね。これがそういうお話を申し上げたところも、それは積極的に赤潮発生の原因だということとは言えない、わからないというのが現状のようでございますが、もし将来的にこれが赤潮発生の原因の一つになるんだという疑いがあっ

た場合、これはぜひ善処してもらわないと困るというようなことが今思い浮かんでおるのでございます。

以上、とことん反対というスタンスではございませんけれども、香川の苦しい立場を申し上げました。以上です。

(大田調整課長)

このことによる区域の設定によりまして、香川県の海域で操業がなされることのないようにということでございましたが、これは徳島県に対しても、管理体制をしっかりと指導しておりますし、我が方としてもできる限り24時間体制で、そういうことが起こらないように積極的な監視をしていきたいと考えております。

それから、今後、この告示解除につきましては香川も同様にというお話でございますが、今後、播磨灘全域の解除に向けて、その必要性、資源状況、それから漁獲量とのバランス等々を考慮しながら、早期に検討する必要があります。このことは4県の協議会がございますので、そこと協議していきたいというふうに考えております。

それから、赤潮の懸念でございますが、これは水産試験場等からも意見を求めておりまして、先ほど、高橋委員のおっしゃったとおりでございます。我々としても、その赤潮の発生には十分に注意する必要があると考えています。具体的には各操業水域の水温等に注目しながら、赤潮の発生の状況を把握して、そういう問題が起りましたら、適切な対応をしたいというふうに考えております。それから、当然のことながら、ご懸念につきましては、今後の解除に向けた検討におきましては、検討項目の一つとして十分注意するように、4県の方を指導していきたいと考えております。

(藤本会長)

よろしいですか。

ほかに、その他、何かございませんか。

それでは、特にご意見もないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会をいたしたいと思っております。委員の皆さん、それからご臨席の皆さんにおかれましては、貴重なご意見をありがとうございました。

なお、議事録署名人の川本委員さん、高野委員さんにおかれましては、後日、事務局より議事録が送付されますので、署名の方をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。